

主な内容

- 3面 当面の問題シリーズ111
- 4面 税制改正大綱公表
- 5面 第47回衆院選の結果
- 6面 選挙区別で意見交換
- 6面 合同セミナーのご案内

# 東京税政連

発行所 東京税理士政治連盟

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1  
税理士会館別館3F



電話 (03) 3356-4479

[URL] <http://www.t-zeisei.jp/>

編集発行人 中川 常彦  
広報委員長

## 謹賀新年



### 年頭所感



東京税理士政治連盟  
会長 内藤信子

あけましておめでとうございます。皆様お揃いで新年をお迎えのことと存じます。

旧年中は、税政連活動にご理解とご支援を頂きありがとうございました。本年も宜しくお願ひ申し上げます。

昨年暮れの14日、衆議院総選挙が実施され国民の審判が下りました。

残念なことは、一部の地域では雪による影響があったとはいえず、投票率は52・66%で最低の投票率となったことです。また、一票の格差の是正は不十分であり、加えて、消費税率を引き上げるに当たっての3党合意事項の一つである「国会議員自身が身を切る改革」すなわち議員定数の削減が行われていないことです。

総選挙が終わり、今後のアベノミクスの行方もさることながら、今後の税政連活動について私見を述べてみたいと思えます。

税理士法改正は、昨年3月成立し、この4月から施行となります。

ただ、公認会計士の資格における税理士登録については「指定研修」を経ることが条件となっています。「指定研修」の中身については「税法に属する科目の合格者と同程度の学識を習得できる研修」(法案)

「税法に属する科目の合格者と同程度の学識を習得できる研修」(法案)の注視していかねばなりません。の挨拶といいたします。

## 代替財源に引き続き注視を

年末の30日に平成27年度の税制改正大綱が決定されました。私どもは、①消費税率の単一税率の維持②法人実効税率の引き下げによる代替財源については中小法人に配慮すること、②点について強く要望して参りました。消費税率の10%への引上げについては、昨年11月17日、安倍総理が延期を表明したところでありますが、引き続き複数税率の問題点を説明しながら単一税率の維持を訴えて行きたいと思えます。

法人実効税率の引き下げは、数段階で20%台を目指すことになっていきます。昨年末に決定した税制改正大綱では、外形標準課税の中小法人への拡大は見送りととなりました。欠損金の繰越控除の圧縮については中小法人には影響がない内容となっています。平成27年度改正では影響がなくても今後とも影響がないという保証はどこにもありません。「土地建物の譲渡所得との損益通算の廃止」や「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入」は、突如として制度化され私たちが困惑した記憶は新しいところです。「隠し球」には十分注意して対応して参りたいと思えます。

現下の経済状況をみると、景気の回復は未端にまで及んでいないのが実感です。関与先である中小企業が元気であれば税理士事務所も強固なものになります。中小企業が元気になるよう、政策を提言し実現を目指す。引き続き、温かいご支援を税政連に賜りますよう、お願ひ申し上げます。

## あけましておめでとうございます

副幹事長	後援会対策委員長	広報委員長	国対委員長	組織委員長	財務委員長	政策委員長	幹事長	推薦審査会長	総務会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	会長
宮本雄司	秋元弘光	中川常彦	遠藤潔	柴崎一男	伊東晴俊	坂田覚	鳩岡恒篤	澤登寛	渡邊文雄	徳田匡泰	一之瀬涉	八木澤秀夫	高橋省二	大石雅也	白井敏博	内藤信子

七面山から見た朝日 撮影・中川常彦(八王子)

# 消費税複数次率など時宜のテーマ巡って

## 報道関係者と懇談会

本連盟は、昨年11月17日、日本記者クラブにおいて東京税理士会との共催による「報道関係者との懇談会」を開催した。

今回のテーマは、①平成27年度税制改正要望、②マイナンバー法、③相続税・贈与税についてであった。



吉川政策副委員長が回答した。(写真)

平成27年度税制改正要望については、重要要望項目である「消費税の単一税率を維持すること」と「法人税の実効税率の引き下げに伴う課税ベースの拡大等については、中小法人の課税のあり方を考慮の上、慎重に行うこと」を中心に、具体例を挙げて説明したほか、図解した資料を提示して消費税額の適正な課税の実現を図るための諸規定の見直しを図る意見を説明した。

マイナンバー法については、

は、東京税理士会の宮本規制改革・納税環境整備等対策室長が導入のスケジュール、税分野での活用等について説明した。

相続税・贈与税については、東京税理士会の伊藤副会長が平成27年1月1日から施行する相続改正に伴って増加が見込まれる相続税義務者への税理士の対応などについて説明した。

## マイナンバーガイドラインを告示

求められる早急な対応

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)を定める件(特定個人情報保護委員会第5号)が昨年12月11日の官報で告示された。ガイドラインの全文とQ&Aは、内閣府のホームページ(特定個人情報保護委員会)にアップされている。http://www.cao.go.jp/bangousido/ppc/index.html

マイナンバーの導入については、全ての民間企業や団体が対応しなければなら

テレビ朝日/毎日新聞社、中日新聞東京本社、共同通信社、経済社会、税務研究会、ぎよ清文社、生涯教育新聞社

の課税のあり方を考慮の上、慎重に行うこと、の2点を中心に説明した。(写真)

## 季刊別

昨年12月3日、小惑星探査機「はやぶさ2」が打ち上げられた。小惑星へ採取した微小な物質をカプセルに入れ、総航行距離約5億kmを飛んで平成32年10月頃地球に帰還する予定である。何と壮大な計画か! ちなみに月までの距離は約38万km。初めて月近くまで達した月探査機「ルナ1号」が昭和34年に打ち上げられて以後、55年間でとてもなく遠い惑星まで飛んで行くようになった! ところで、私は以前、ロケット理論という話を聞いたことがある。「ロケットは何故月に行けたのか?」という命題に対し、三つの要素、つまり、月に行くという明確な目標を持ち、月に行くための「方法論を具体化し、その到達過程で「的確な軌道修正」を行ったからであり、会社経営も同様であるという話だ! この話は人生やその他の活動にも当てはまらないだろうか。先日、飲み会の席である方から「貴方の話は理想論だ」と言われた。翻訳すると「正論だが、不可能だ」という意味らしい。私自身、一朝一夕で結果が出ることは思っていないが、何も思わないから「できない」と思ってしまうは何も先に進まない! 「理想」「目標」と捉え、短中長期で自分に何が出来るかを発想し、その実現に向けて試行錯誤して行く行動力を望みたい。

## 民主党と朝食会開催

本連盟は、11月18日、民主党所属の関係国会議員等と衆議院第一議員会館において朝食懇談会を開催した。

48単位税政連の会長・幹事長と税理士による後援会長の会長・幹事長等が出席した。

坂田政策委員長は、本連盟が26年6月に機関決定した「平成27年度税制改正要望」の中から重点要望項目として挙げられている①消費税の単一税率を維持すること、②法人税の実効税率の引き下げに伴う課税ベースの拡大等については、中小法人

の課税のあり方を考慮の上、慎重に行うこと、の2点を中心に説明した。(写真)

## 論説

昨年12月14日、衆議院総選挙が施行され、国民の審判が下った。

わが税政連は、全ての小選挙区に推薦候補を擁立し、12日間の選挙戦を戦った。その結果、自民党24人(うち比例復活2人)、公明1人、民主3人(同3人)、維新の党2人(同1人)が当選、生活の党は並選に至らなかった。

正予算の成立と平成27年度予算案の成立に全力をあげることとなる。税制改正法案を含む予算関連法案は、2月10日まで国会に提出される。衆議院総選挙の結果を受けて、今後のわが税政連の活動について小考してみたい。

慮の上、慎重に行うことまず、消費税の軽減税率の導入については、選挙公約は、「国民の理解を得た上で、10%時に導入(自民党、10%への引上げと同時に導入(公明党)となっている。軽減税率の導入については、①格差拡大につながる

平成27年度税制改正正綱は年末の30日に決定されたが、法人実効税率の引き下げに伴う代替財源措置については、外形標準課税や欠損金の繰越控除は中小企業に配慮したものとされた。

中小法人の軽減税率については、実効税率の引き下げに見合った引下げを要する。オナー役員に係る給与所得控除について別途の基準を設けないよう要望してきたところであるが、引き続き要望をしていかねばならない。

この問題は、27年度改正で決着がしたわけではなく、実効税率を20%以上に引き下げるには更に追加の改正があることを銘記しておく。

「前・元衆・参議員等」  
中山義浩(東京都)▽藤田憲彦(東京都)▽手塚仁雄(東京都)▽江端貴子(東京都)▽末松義規(東京都)▽山花郁夫(東京都)▽榎川万里(東京都)▽円より子(東京都)

「参議院」  
小川敏夫(東京都)▽連舫(東京都)▽白眞勲(全国比例区)

「参議院」  
中山義浩(東京都)▽藤田憲彦(東京都)▽手塚仁雄(東京都)▽江端貴子(東京都)▽末松義規(東京都)▽山花郁夫(東京都)▽榎川万里(東京都)▽円より子(東京都)

## 今後の税制改正への対応

わが税政連は、平成27年度の税制改正において最重要項目として次の2点を要望した。

①消費税の単一税率を維持すること  
②法人実効税率の引き下げに伴う課税ベースの拡大等については、中小法人の課税のあり方を考

がること②既得権強化すること③対象品目の選定が困難なこと、等の理由により単一税率の維持を要望していることである。

②については、「物品税時代への「先相帰し」といった感が強い。かつて普通の筆筒には課税するが総桐の筆筒には伝統

度で対応すべきである」と要望してきた。

この要望が国民的合意を得られるよう運動を進めなければならぬ。よしんば、軽減税率の導入が決定されても、まだ希望を持つ。グリーンカードの例もあるのだから、

「参議院」  
中山義浩(東京都)▽藤田憲彦(東京都)▽手塚仁雄(東京都)▽江端貴子(東京都)▽末松義規(東京都)▽山花郁夫(東京都)▽榎川万里(東京都)▽円より子(東京都)

「参議院」  
小川敏夫(東京都)▽連舫(東京都)▽白眞勲(全国比例区)

「参議院」  
中山義浩(東京都)▽藤田憲彦(東京都)▽手塚仁雄(東京都)▽江端貴子(東京都)▽末松義規(東京都)▽山花郁夫(東京都)▽榎川万里(東京都)▽円より子(東京都)

衆議院総選挙の結果を受けて、12月24日、安倍第3次内閣が発足した。安倍内閣は、審判を受けたアベノミクスをさらに推進することとなる。当面は、通常国会冒頭の補

わが税政連は、平成27年度の税制改正において最重要項目として次の2点を要望した。

①消費税の単一税率を維持すること  
②法人実効税率の引き下げに伴う課税ベースの拡大等については、中小法人の課税のあり方を考

がること②既得権強化すること③対象品目の選定が困難なこと、等の理由により単一税率の維持を要望していることである。

②については、「物品税時代への「先相帰し」といった感が強い。かつて普通の筆筒には課税するが総桐の筆筒には伝統

度で対応すべきである」と要望してきた。

この要望が国民的合意を得られるよう運動を進めなければならぬ。よしんば、軽減税率の導入が決定されても、まだ希望を持つ。グリーンカードの例もあるのだから、

「参議院」  
中山義浩(東京都)▽藤田憲彦(東京都)▽手塚仁雄(東京都)▽江端貴子(東京都)▽末松義規(東京都)▽山花郁夫(東京都)▽榎川万里(東京都)▽円より子(東京都)

「参議院」  
小川敏夫(東京都)▽連舫(東京都)▽白眞勲(全国比例区)

「参議院」  
中山義浩(東京都)▽藤田憲彦(東京都)▽手塚仁雄(東京都)▽江端貴子(東京都)▽末松義規(東京都)▽山花郁夫(東京都)▽榎川万里(東京都)▽円より子(東京都)

## 補佐人制度を創設

社労士法の一部改正法(労働紛争解決手続における創設)一人法人の3項(議員立法・参議院先)紛争の目的の価額の上限目。

議は、11月14日、衆議院の引上げ②補佐人制度(法律第116号)。

改正の項目は、①個人人とともに出頭し、陳述ど5項目の附帯決議が労働関係紛争に関する民をすることができ(②)のされた。

議は、11月14日、衆議院の引上げ②補佐人制度(法律第116号)。

# 社会保障・番号制度への対応

## 実務上に及ぼす影響(要点)

### I はじめに

マイナンバー法(以下番号法)がよいよ本年10月から国民に番号が通知され、来年1月から利用が開始される予定となっている。我々税理士や顧客は、制度を理解し適切な準備、対応をしなければならぬ。そこで本稿では番号の取扱いの要点を確認してみたい。

### II 個人番号を取り扱う事業者

番号を取扱う立場として、①個人番号利用事務実施者、②税務署や他行政機関等が、業務利用する立場、③個人番号関係事務実施者(民間会社等、行政機関が業務利用するため補助的に扱う立場がある。我々税理士や顧客は基本的に②の立場となる)。

### III 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」の概要

本ガイドラインは、事業者が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めたものである。以下要旨。

【取得】「特定個人情報の提供制限」に従業者等は、事業者に対し、自己や扶養親族の個人番号を記載した

扶養控除等申告書を出す等の場合を除き特定個人情報を提供してはならない。また、「個人番号の提供の求めの制限」も何人も番号法で定められた場合を除き特定個人情報の提供を求めはならない。ただし、

子、配偶者等の自己と同一の世帯に属する者に対しては、提供を求めることができる。【委託】個人番号関係事務の委託者は、委託先において、安全措置が講じられるよう必要かつ適切な監督義務を負う。

務がある。税理士が顧客から事務の委託を受ける場合もこれにあたる。また、税理士が再委託する場合は最初の委託先である顧客の許諾を得なければならず、顧客は再委託先の監督義務も負う。

【安全管理】特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講ずる必要がある。【廃棄】個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合、法令で定められている期間を経過した場合、廃棄又は削除しなければならない。その場合、本人に相違ないことが明らかと判断できる場合は必要ない。ただし、番号確認は行う必要がある(Q9-2)。

【提供】事業者が特定個人情報を提供できるのは、従業員等の特定個人情報(税務署等)に提供する場合である。同一法人内の移動は提供ではなく「利用」にあたる(利用制限あり)。事業者間の移動は「提供」にあたる。【廃棄】個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合、法令で定められている期間を経過した場合、廃棄又は削除しなければならない。その場合、本人に相違ないことが明らかと判断できる場合は必要ない。ただし、番号確認は行う必要がある(Q9-2)。

【提供】事業者が特定個人情報(税務署等)に提供する場合である。同一法人内の移動は提供ではなく「利用」にあたる(利用制限あり)。事業者間の移動は「提供」にあたる。【廃棄】個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合、法令で定められている期間を経過した場合、廃棄又は削除しなければならない。その場合、本人に相違ないことが明らかと判断できる場合は必要ない。ただし、番号確認は行う必要がある(Q9-2)。

【提供】事業者が特定個人情報(税務署等)に提供する場合である。同一法人内の移動は提供ではなく「利用」にあたる(利用制限あり)。事業者間の移動は「提供」にあたる。【廃棄】個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合、法令で定められている期間を経過した場合、廃棄又は削除しなければならない。その場合、本人に相違ないことが明らかと判断できる場合は必要ない。ただし、番号確認は行う必要がある(Q9-2)。

【提供】事業者が特定個人情報(税務署等)に提供する場合である。同一法人内の移動は提供ではなく「利用」にあたる(利用制限あり)。事業者間の移動は「提供」にあたる。【廃棄】個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合、法令で定められている期間を経過した場合、廃棄又は削除しなければならない。その場合、本人に相違ないことが明らかと判断できる場合は必要ない。ただし、番号確認は行う必要がある(Q9-2)。

国税関係の様式イメージの公表スケジュール

平成	26年	27年	28年	29年
番号通知 番号利用開始		10月		確定申告
法定調書	12月5日	3月末		使用開始
年間関係 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書 など	12月中旬		9月下旬	使用開始
申請書・届出書等 所得税 相続税(贈与税) 消費税(申告書含む) 間接課税(申告書含む) 納税証明書交付請求書(その他の申請書等含む) 徴収関係 異議申立関係 審査請求関係 源泉所得税(マル優を除く) 法定調書関係 酒税(申告書含む) 法人税(申告書含む) 源泉所得税(マル優)		3月下旬	6月 10月以降	6月下旬 12月下旬
上記以外 相続税申告書 所得税申告書 贈与税申告書		3月下旬		12月下旬 12月下旬

\*1 〇は、番号を記載する様式の一部についての情報提供時期を表しています。■は、省令又は法令解釈通達等による様式の確定時期を表しています。  
\*2 このスケジュールは、税制改正その他の状況により変更となる場合があります。

【利用】個人番号を利用できる事務については、「源泉徴収票作成事務」等のように特定されること考えられる。たとえ本人の同意があつても、

【提供】事業者が特定個人情報(税務署等)に提供する場合である。同一法人内の移動は提供ではなく「利用」にあたる(利用制限あり)。事業者間の移動は「提供」にあたる。【廃棄】個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合、法令で定められている期間を経過した場合、廃棄又は削除しなければならない。その場合、本人に相違ないことが明らかと判断できる場合は必要ない。ただし、番号確認は行う必要がある(Q9-2)。

【提供】事業者が特定個人情報(税務署等)に提供する場合である。同一法人内の移動は提供ではなく「利用」にあたる(利用制限あり)。事業者間の移動は「提供」にあたる。【廃棄】個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合、法令で定められている期間を経過した場合、廃棄又は削除しなければならない。その場合、本人に相違ないことが明らかと判断できる場合は必要ない。ただし、番号確認は行う必要がある(Q9-2)。

【提供】事業者が特定個人情報(税務署等)に提供する場合である。同一法人内の移動は提供ではなく「利用」にあたる(利用制限あり)。事業者間の移動は「提供」にあたる。【廃棄】個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合、法令で定められている期間を経過した場合、廃棄又は削除しなければならない。その場合、本人に相違ないことが明らかと判断できる場合は必要ない。ただし、番号確認は行う必要がある(Q9-2)。

【提供】事業者が特定個人情報(税務署等)に提供する場合である。同一法人内の移動は提供ではなく「利用」にあたる(利用制限あり)。事業者間の移動は「提供」にあたる。【廃棄】個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合、法令で定められている期間を経過した場合、廃棄又は削除しなければならない。その場合、本人に相違ないことが明らかと判断できる場合は必要ない。ただし、番号確認は行う必要がある(Q9-2)。

【提供】事業者が特定個人情報(税務署等)に提供する場合である。同一法人内の移動は提供ではなく「利用」にあたる(利用制限あり)。事業者間の移動は「提供」にあたる。【廃棄】個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合、法令で定められている期間を経過した場合、廃棄又は削除しなければならない。その場合、本人に相違ないことが明らかと判断できる場合は必要ない。ただし、番号確認は行う必要がある(Q9-2)。

「当面の問題」シリーズ

111

納付書等は、個人番号・法人番号の記載を追加する措置が規定されていないため、記載の必要はない(Q6)。

③顧客の個人番号カードや通知カードの写しなどによる。なお、原則的な方法による身元確認が困難な場合には、税理士支簿の確認(身元確認)等による方法が認められている(Q10)。

④顧客の個人番号カードや通知カードの写しなどによる。なお、原則的な方法による身元確認が困難な場合には、税理士支簿の確認(身元確認)等による方法が認められている(Q10)。

⑤顧客の個人番号カードや通知カードの写しなどによる。なお、原則的な方法による身元確認が困難な場合には、税理士支簿の確認(身元確認)等による方法が認められている(Q10)。

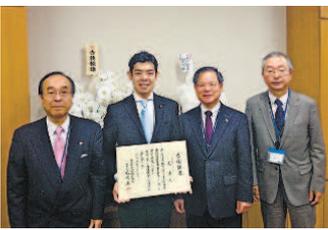
# 中小法人課税正念場へ

## 与党税制改正大綱を決定

自民・公明両党は、12月30日、平成27年度税制改正大綱を決定した。  
消費税率の10%への引き上げを平成29年4月から実施する。これに向けて「景気判断条項」(税制抜本改革法附則第18条第3項)を削除し、確実に実行する。消費税率の軽減税率については、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入することとした。軽減税率の導入は平成29年4月からの実施を目指して、対象品目(区分)整理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進めるとした。

### 単一税率維持 強く要望

#### 衆院初登院日に陳情活動



辻清人議員 (自由民主党・東京1区)



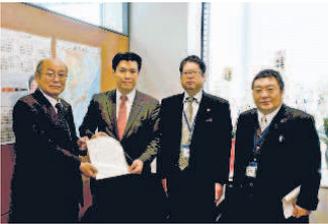
若宮健嗣議員 (自由民主党・東京5区)



柿沢未途議員 (維新の党・東京15区)



平沢勝栄議員 (自由民主党・東京17区)



松本洋平議員 (自由民主党・東京19区)



秋田忠一議員 (自由民主党・東京24区)



秋元司議員 (自由民主党・東京15区・比)

年の瀬押し迫る昨年12月24日、本連盟は平成27年度税制改正大綱公表前の最後の陳情を行った。  
当日は、第47回衆議院議員総選挙後の初登院日。面

会できた議員に、特に消費税率の単一税率を維持することを強く要望した。  
軽減税率の導入は、本連盟をはじめ税理士会が再三主張しているとおり多くの問題点を含む。高所得者に対しては軽減税率の効果が

及び、低所得者対策とはならないこと。対象品目の選定が困難であり経理事務の混乱を招くことなど。  
導入の問題点と低所得者対策の代替案の丁寧な説明と要望を行っていくことが引き続き求められる。

これらの項目については、中小法人の実態を踏まえ幅広い観点から検討を行うとしている。  
更に公益法人の収益事業への軽減税率の適用、協同組合に対する軽減税率のあり方について、その実態を検証しつつ、法人実効税率の引き下げの改革の趣旨に沿って検討を行うとしている。

税理士業界にとっても、法人実効税率の引き下げに伴う代替財源問題は正念場を迎えたいと見ている。  
27年度改正では納税環境の整備についても所要の改正を行う。

【国税】  
① 法人税の税率を23.9%に引き下げる。  
② 中小法人の軽減税率の特例の適用期限は、2年延長する。  
③ 欠損金の繰越控除制度について、段階的に引き下げ、中小法人等については、現行の控除限度額を存置する。  
④ 損失金の繰越期間を10年に延長する。これに伴い、

⑤ 益金不算入の対象となる株式等の区分及びその配当等の益金不算入割合を見直しを行う。  
⑥ 試験研究を行った場合の税額控除制度について見直しを行う。  
⑦ 雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制

① 消費税率の税率については単一税率を維持すること  
② 法人税の実効税率の引き下げに伴う課税ベースの拡大等については、中小法人の課税のあり方を考慮の上、慎重に行っていく

⑧ 法人事業税の標準税率のうち付加価値割と資本割を引き上げ、所得割りは引き下げる。  
⑨ 地方法人特別税の税率を引き上げる。  
⑩ 資本割の課税標準の見直し等を行う。  
⑪ 付加価値割における所得拡大促進税制を導入する

⑫ 法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置を講ずる。

となる税務代理人を税務代理権限証書に記載して定めるときは、これらの税務代理人への事前通知は、その代表となる税務代理人に対してすれば足りることとする。  
◇ ◇  
個人所得課税、住宅資金の贈与、結婚・子育て資金の贈与等の資産課税等については、紙面の都合上割愛しました。  
(広報委員会)

⑬ 雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制

### 納税環境も整備へ

#### マイナンバー法の施行に向けて準備が進んでいる

納税者の国税関係書類のスキヤン保存制度の要件の緩和や個人の納税者が行う電子申告の手続の簡素化も行う。  
税務調査については、再

### 法人税の改正概要

#### 27年度税制改正大綱

繰越控除制度の適用に係る帳簿書類の保存期間、欠損金額に係る更正の期間制限、欠損金額に係る更正の請求期間をそれぞれ10年に延長する。  
⑧ 法人事業税の標準税率のうち付加価値割と資本割を引き上げ、所得割りは引き下げる。  
⑨ 地方法人特別税の税率を引き上げる。  
⑩ 資本割の課税標準の見直し等を行う。  
⑪ 付加価値割における所得拡大促進税制を導入する

⑫ 法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置を講ずる。

## 本年も宜しくお願いたします



- 藪町税理士政治連盟 会長 佐藤 直美
- 神田税理士政治連盟 会長 小林 廉造
- 日本橋税理士政治連盟 会長 岡田 昇
- 京橋税理士政治連盟 会長 柴崎 一男
- 芝税理士政治連盟 会長 石井 健一
- 四谷税理士政治連盟 会長 柳下久米夫
- 麻布税理士政治連盟 会長 新居 之昌
- 小石川税理士政治連盟 会長 関屋 一馬
- 本郷税理士政治連盟 会長 吉川 利次
- 上野税理士政治連盟 会長 大竹 賢吉
- 浅草税理士政治連盟 会長 宮地 三義
- 品川税理士政治連盟 会長 高橋 修
- 荏原税理士政治連盟 会長 合田 史朗
- 大森税理士政治連盟 会長 守 晃徳
- 雲台税理士政治連盟 会長 佐藤 甲彦
- 蒲田税理士政治連盟 会長 秋元 弘光
- 世田谷税理士政治連盟 会長 田川 修二
- 北沢税理士政治連盟 会長 廣井 誠
- 玉川税理士政治連盟 会長 横山 繁正
- 目黒税理士政治連盟 会長 米山 俊明
- 渋谷税理士政治連盟 会長 竹田 剛志
- 新宿税理士政治連盟 会長 須田喜一郎
- 中野税理士政治連盟 会長 金子 芳治
- 杉並税理士政治連盟 会長 澤登 寛

# 30名が当選

## 推薦候補者の選挙結果

青木 愛(東京12区 生活前)	井上 信治(東京25区 自民前)	太田 昭宏(東京12区 公明前)	阿久津 彦彦(東京24区 民主元)	下村 博文(東京11区 自民前)	秋生田 光一(東京24区 自民前)	江端 貴子(東京10区 民主元)	櫛淵 万里(東京23区 民主元)	小池 百合子(東京10区 自民前)	小倉 将信(東京23区 自民前)	菅原 一秀(東京9区 自民前)	山花 郁夫(東京22区 民主元)	石原 伸晃(東京8区 自民前)	伊藤 達也(東京22区 自民前)	松本 文明(東京7区 自民前)	小田原 潔(東京21区 自民前)	越智 隆雄(東京6区 自民前)	木原 誠二(東京20区 自民前)	若宮 健嗣(東京5区 自民前)	末松 義規(東京19区 民主元)	藤田 憲彦(東京4区 民主元)	松本 洋平(東京19区 自民前)	平 将明(東京4区 自民前)	菅 直人(東京18区 民主前)	松原 仁(東京3区 民主前)	土屋 正忠(東京18区 自民前)	石原 宏高(東京3区 自民前)	平沢 勝栄(東京17区 自民前)	中山 義浩(東京2区 民主元)	初鹿 明博(東京16区 維新元)	辻 清人(東京2区 自民前)	大西 英男(東京16区 自民前)	海江田 万里(東京1区 民主前)	秋元 司(東京15区 自民前)	山田 美樹(東京1区 自民前)	柿沢 未途(東京15区 維新前)	当選	比例復活当選 なし落選 敬称略	鴨下 一郎(東京13区 自民前)	松島 みどり(東京14区 自民前)
-----------------	------------------	------------------	-------------------	------------------	-------------------	------------------	------------------	-------------------	------------------	-----------------	------------------	-----------------	------------------	-----------------	------------------	-----------------	------------------	-----------------	------------------	-----------------	------------------	----------------	-----------------	----------------	------------------	-----------------	------------------	-----------------	------------------	----------------	------------------	------------------	-----------------	-----------------	------------------	----	-----------------	------------------	-------------------

### 試験合格者

税理士 910人  
会計士 1102人

#### 【税理士試験の結果】

税理士審査会は、昨年12月12日、平成26年の税理士試験の合格者910人を発表し、合格者は前年より5人多い。  
本年の受験者は4万1031人(受験申込者は、4万9876人で前年より5456人減で前年より4306人少なくなっている。受験者は、年々減少傾向にある。

#### 【公認会計士試験の結果】

公認会計士・監査審査会は、平成26年11月14日、平成26年の公認会計士試験の合格者1102人を発表し、合格者は前年より343人から1万3552人へ(ほぼ半減)している。

#### 【解説】

公認会計士試験の受験者は、新試験制度に移行して以後も順調に増加している。一方、税理士試験の受験者は通減傾向にあったことから、税理士試験の受験者が公認会計士試験にシフトしたのではないかとこの見方があった。

しかし、公認会計士試験の受験者は、平成22年をピークに急激に減少している。一方、税理士試験の受験者の通減傾向には歯止めがかかっている。面試験の受験者の減少にどう対応するのか。公認会計士・監査審査会は、大学において公認会計士制度のPRを兼ねた講演活動を行っている。一方、税理士会は各大学において「審附講座」を開設している。この寄附講座は、スタート時点では税法学に関する研究活動の支援、研究者の増加を目的としてきたところである。受験者の減少を前に、リクルート面を強化していくことが求められているのではないだろうか。

### 第47回衆院選

単位税政連・後援会の関係者のみなさま、ご協力ありがとうございました。

### 写真で振り返る師走の選挙戦!!



東京1区 山田美樹候補(自民党)



東京4区 平将明候補(自民党)



東京10区 小池百合子候補(自民党)



東京15区 柿沢未途候補(維新の党)



東京16区 大西英男候補(自民党)



東京16区・比 初鹿明博候補(維新の党)



東京20区 木原誠二候補(自民党)

あけましておめでとうございます

荻窪税理士政治連盟 会長 久保木浩志	板橋税理士政治連盟 会長 坂田 稔	練馬東税理士政治連盟 会長 押野 恭寛	練馬西税理士政治連盟 会長 池島 邦雄	豊島税理士政治連盟 会長 根里 泰夫	王子税理士政治連盟 会長 遠藤 潔	荻川税理士政治連盟 会長 古河 法子	足立税理士政治連盟 会長 伊能 和宏	西新井税理士政治連盟 会長 野作 雅章	本所税理士政治連盟 会長 小林 孝治	向島税理士政治連盟 会長 菊池 照雄	葛飾税理士政治連盟 会長 越澤 靖久	江戸川北税理士政治連盟 会長 小島 一元	江戸川南税理士政治連盟 会長 矢場 壯一郎	江東西税理士政治連盟 会長 塩崎 勝	江東東税理士政治連盟 会長 伊東 宏	青梅税理士政治連盟 会長 木谷 聖三	八王子税理士政治連盟 会長 伊保 谷 徹	日野税理士政治連盟 会長 牧 修	町田税理士政治連盟 会長 川西 京也	立川税理士政治連盟 会長 村木 良造	東村山税理士政治連盟 会長 飯田 武夫	武蔵野税理士政治連盟 会長 上田 俊明	武蔵府中税理士政治連盟 会長 内山 治彦
--------------------	-------------------	---------------------	---------------------	--------------------	-------------------	--------------------	--------------------	---------------------	--------------------	--------------------	--------------------	----------------------	-----------------------	--------------------	--------------------	--------------------	----------------------	------------------	--------------------	--------------------	---------------------	---------------------	----------------------

# 選挙区単位で意見交換

## 単位税政連と後援会会長幹事長を一堂に会して

月に一度、証票交付式の開催日には、組織委員会と当番の単位税政連の役員が集まり、意見交換会と新規登録者に対し勧誘活動を行う。

毎回10名程度で行う意見交換は、出席した単位税政連の役員が「ため息」がたびたび漏れる。

「新入会員が加入してくれても、大先輩の会員が卒業されたり亡くなったりで、会員数は自然減に……」。ある単位税政連の会長は言う。

「他支部からの転入会員は、支部活動に積極的に参加してくれない限り、顔が見えない。勧誘のしようがない……」補助所属の税理士に勧誘すると「(入会を)所長に確認してみます」と言われ、それきり……」

3回のブロック会議から見えてきたこと

本連盟は、10月16日、11月4日及び同月6日の3日間、わたり選挙区別単位税政連会長幹事長・後援会会長幹事長合同会議を開催した。

例年は、東京税理士会が定めるブロックに分けて実施してきたが、今回は「税政連」の特有の選挙事情に考慮した。

月例の証票交付式での「ため息」を、多くの税政連で共有し、共に悩み、組織率の向上のための何かないか知恵はないかと、活路を見出したい。当日の会議を進行した柴崎組織委員長は熱い思いがある。

会議は本連盟からの直近の活動について報告を行った。

たのち、税政連からの現状報告をもとに意見交換を行った。重要視したのは単位税政連と後援会との意見交換の時間だ。大規模な税理士法人を抱える、いわゆる山の手線の内側の都心部と職住接近の三多摩地区・城東地区等に風土の違いはあれど、3回の会議において出された意見は、どれも似通っていた。やはり、証票交付式での「ため息」と同じだ。

今後、何に配慮し、何を超えていかなければならないのか。一部を洗い出してみよう。

①会員の定義  
会員の定義が税政連によって、まちまちである。どこも「税政連活動の趣旨に賛同した者」であることは

間違いない。しかし、①入会届を提出した者、②会費を納入した者、なのは統一されていない。

超えなければならない壁は高い。課題が山積だ。しかし、少しずつだが、動き出した税政連もある。「懇意にしている議員を通じての国会議員会や国政報告会を開催したら、会員の反応がよかった。」「国会議員会等の面白い企画を教えてください」と。

忙しい中、会議に参加していた支部長も多かった。できる限り、支部と両輪でバックアップしていく、「もっと税政連の頭張りをPRしなければ」と力強い声も聞かれた。

税政連活動が、一員にとって遠いものであってはならない。組織率向上に、試行錯誤の日々が続く。

平成26年7月1日現在の会員数を前年と比較し、増加した単位税政連には単位税政連助成金として祝金を贈呈した。

中川雅治税理士後援会、佐藤ゆかりを囲む税理士の会

【11月4日開催分】  
▲1区  
麴町税政連、神田税政連、芝税政連、四谷税政連、麻布税政連、新宿税政連、税理士による山田美樹後援会、海江田万里を囲む税理士の会

【11月6日開催分】  
▲2区  
日本橋税政連、京橋税政連、小石川税政連、本郷税政連、上野税政連、浅草税政連、中山よしかつ税理士後援会、  
▲8区  
杉並税政連、荻窪税政連、衆議院議員石原伸晃の税理士後援会、  
▲11区  
板橋税政連、下村博文税理士後援会、  
▲15区  
江東西税政連、江東東税政連、柿沢未途を囲む税理士の会

【11月14日開催分】  
▲3区・4区  
品川税政連、荏原税政連、大森税政連、雪谷税政連、蒲田税政連、税理士による石原ひろたかを囲む会、税理士による松原仁を囲む

【11月14日開催分】  
▲5区・6区  
目黒税政連、世田谷税政連、北沢税政連、玉川税政連、税理士による越智隆雄後援会、  
▲7区  
渋谷税政連、中野税政連

【11月14日開催分】  
▲9区・10区  
練馬東税政連、練馬西税政連、豊島税政連、すがわら一秀税理士後援会、小池ゆりこ税理士後援会、江端貴子税理士後援会、小林てうきの税理士後援会、  
▲24区  
八王子税政連、秋生田光一を支える税理士の会、阿久津幸彦を囲む税理士の会(参議院)

【11月14日開催分】  
▲16区・17区  
江戸川北税政連、江戸川南税政連、葛飾税政連、税理士による大西英男後援会、税理士による初鹿明博後援会、税理士による平沢勝栄後援会、  
▲25区  
青梅税政連、井上信治を囲む税理士の会(参議院)

【11月14日開催分】  
▲18区・19区・20区・21区  
日野税政連、町田税政連、立川税政連、東村山税政連、武蔵野税政連、武蔵府中税政連、税理士による末松義規後援会、木原誠二を囲む税理士の会、加藤公一を囲む税理士の会、長島昭久を囲む税理士の会、伊藤達也を囲む税理士の会、税理士による山花郁夫後援会、税理士による小倉将信後援会、税理士によるくさぶち万里後援会(参議院)

【11月14日開催分】  
▲12区・13区  
王子税政連、西新井税政連、足立税政連、太田あきひろを囲む税理士の会、青木愛を囲む税理士の会、鴨下一郎を囲む税理士の会  
▲14区  
荒川税政連、本所税政連、向島税政連  
▲18区・19区・20区・21区  
日野税政連、町田税政連、立川税政連、東村山税政連、武蔵野税政連、武蔵府中税政連、税理士による末松義規後援会、木原誠二を囲む税理士の会、加藤公一を囲む税理士の会、長島昭久を囲む税理士の会、伊藤達也を囲む税理士の会、税理士による山花郁夫後援会、税理士による小倉将信後援会、税理士によるくさぶち万里後援会(参議院)

【11月14日開催分】  
▲16区・17区  
江戸川北税政連、江戸川南税政連、葛飾税政連、税理士による大西英男後援会、税理士による初鹿明博後援会、税理士による平沢勝栄後援会、  
▲25区  
青梅税政連、井上信治を囲む税理士の会(参議院)

# 東京税理士会・東京税理士政治連盟共催 合同セミナー ご案内

日時 平成27年2月9日(月) 14:00~17:00  
会場 東京税理士会館 2階  
参加費 無料

## テーマ “平成27年度税制改正大綱を読む”

【第一部】  
基調講演 14:10~15:00  
テーマ 「平成27年度税制改正大綱を読む」  
講師 衆議院議員 石原 伸晃 先生  
(自由民主党 税制調査会 副会長)

【第二部】  
パネルディスカッション 15:10~17:00  
テーマ 「マイナンバー制度が税理士の業務に与える影響」  
講師 特定個人情報保護委員会事務局長 其田 真理 氏  
国税庁 企画課長 重藤 哲郎 氏  
東京税理士会 常務理事 宮本 雄司 氏  
規制改革・納税環境整備等対策室長 坂田 寛 氏  
東京税理士政治連盟 政策委員長

※ 事前申込みは不要です。  
※ 研修履歴カードを当日ご持参ください。  
※ テキストは当日配付予定です。  
※ 講師は公務の都合により変更となることがあります。  
【問い合わせ先】 東京税理士政治連盟事務局  
☎03-3356-4479

税政連名	増加(前年比)
新宿	20名
川橋	16名
板橋	9名
町田	7名
江戸川南	6名
東東	4名
江王	4名
江八	2名
江川北	2名

【10月14日開催分】  
▲3区・4区  
品川税政連、荏原税政連、大森税政連、雪谷税政連、蒲田税政連、税理士による石原ひろたかを囲む会、税理士による松原仁を囲む

【11月4日開催分】  
▲1区  
麴町税政連、神田税政連、芝税政連、四谷税政連、麻布税政連、新宿税政連、税理士による山田美樹後援会、海江田万里を囲む税理士の会

【11月6日開催分】  
▲2区  
日本橋税政連、京橋税政連、小石川税政連、本郷税政連、上野税政連、浅草税政連、中山よしかつ税理士後援会、  
▲8区  
杉並税政連、荻窪税政連、衆議院議員石原伸晃の税理士後援会、  
▲11区  
板橋税政連、下村博文税理士後援会、  
▲15区  
江東西税政連、江東東税政連、柿沢未途を囲む税理士の会

【11月14日開催分】  
▲9区・10区  
練馬東税政連、練馬西税政連、豊島税政連、すがわら一秀税理士後援会、小池ゆりこ税理士後援会、江端貴子税理士後援会、小林てうきの税理士後援会、  
▲24区  
八王子税政連、秋生田光一を支える税理士の会、阿久津幸彦を囲む税理士の会(参議院)

【11月14日開催分】  
▲16区・17区  
江戸川北税政連、江戸川南税政連、葛飾税政連、税理士による大西英男後援会、税理士による初鹿明博後援会、税理士による平沢勝栄後援会、  
▲25区  
青梅税政連、井上信治を囲む税理士の会(参議院)

# 私のスナッチ

太田 英雄

(京橋)



今は、綺麗な沢の中にいるのが一番良いです。沢の中は割と手つかずの自然が残っており、火の材料は沢筋には沢山ある流木・倒木です。廻行には何泊かかるとは覆るだけに、焚き火の準備が必要か？危険な箇所は有るのか？どの程度の準備が必要か？オリジナリティの周囲数キロは深い森で誰もいない。谷底は既に真冬。もともと道はないので歩いて七時間、重い荷物で大変でした。酒は度数の強いものにしてしまります。

沢の中では行動は四時まで。良い泊り場と云う大騒ぎ。最後は皆黙って焚き火をじっと眺めていない、斜面上方から落石等がない、鉄砲水が来意識でテントにもぐりこめて危なくない、焚き火で寝てしまつ。絶え間がない風、風の通り道で

東京の2つのタワー  
 昨年末、大学時代の友人と話をした。彼は東京タワーを運営する会社の役員である。アナログ放送時代、アンテナはすべて東京タワーの方向に向いていた。その集約電波塔としての役目もほぼ終え、あの人形館も閉館してしまった。かつての日本のランドマークは、1958年の開業。東京ソラマチとは違い、ショップもレストランも昭和レトロの雰囲気漂っている。

私の事務所は台東区。毎朝、言問通りを浅草方面へ、東京スカイツリーを目指すかのように出動している。

この日本一のタワーは今年開業3周年を迎えるが、高さ世界一のブルジュ・ハリファ(ドバイ)、エンパイア・ステートビルディング(ニューヨーク)、エッフェル塔(パリ)や東京タワーら加盟する世界大タワー連盟(世界各国の超高層建築物で運営されている協議会)には加盟していない。

彼は、未だ東京スカイツリーには昇っていない。そして私も。さて、2つのタワー、あなたはどちら派？

(Kotaro)

## ～風を読む～ 後援会便り



税理士による秋元後援会を設立 比例東京

「税理士による秋元後援会」は、昨年11月4日、設立総会を江東区文化センターにおいて開催した。

設立総会では、税理士会が要望する税制改正要望等の実現のために、秋元可樂議院議員

を支援することに至った経緯が報告された後、規約、役員人事を満場一致で承認。会長には堀崎勝資員(江東西)、幹事長には佐野寛継員(江東西)が就任した。

秋元議員は、後援会設立に対する謝辞を述べた後、政権与党にとって、予算と税は大事な責務であり、一地域、一業界の要望等がそのまま反映するものではないが、地元、税理士会の声を良く聞き、国家、国民のために実現すべきことに努めていきたいこと、殊に景気対策の大事な時期にあつて、納税者の実態を知る税理士の声を聞かせていただきたいと挨拶した。

本連盟から来賓として出席した秋元後援会対策委員長は、「税政連活動によって、後援会活動は重要であり、議員が安心して政治活動に専念できるよう活動する後援会をバックアップしていきたい」と挨拶した。

## ほのぼの喫茶室 [今年の漢字]

構成/菅乃廣 画/ながさわとろ

**写真募集!!**

本紙は平成27年9月1日付発行の機関紙で200号を迎え、記念号を発行する予定です。一面に掲載する写真を募集します。

詳しくは東京税理士政治連盟事務局までお問い合わせ下さい。

メール: info@tozeisei.jp  
 TEL: 03(3355)4479

ご冥福をお祈りいたします

篠崎 宗太郎氏  
 本連盟元総務(武蔵府中)  
 平成26年10月29日96歳

佐藤 敬志氏  
 前藤田のりひこを囲む税理士の会会長。元大森税理政連会長(大森)  
 平成26年10月30日75歳

齋賀 彦六氏  
 江東西税政連会長・幹事を歴任。(江東西)  
 平成26年11月9日85歳

大槻 徳市氏  
 本連盟元総務(本郷)  
 平成26年11月23日85歳

**Support 2015** 1口 5000円

税政連 サポート募金ご協力をお願いします。

「税政連サポート募金」は政治資金規正法の関係上、個人の税理士の方を対象としております。法人にお勤めの方がお振込をされる場合は個人名をご記入下さいませようお願い申し上げます。また、個人の方についても日本国籍を有する方に限らせていただきます。(規正法第21条、第22条の5)